

1. 国民健康保険税の負担軽減を

① 資格証明書・短期保険証などの状況について

【 質問 1 】

国民健康保険では、保険税の1年以上の未納者の内、悪質滞納者に限定しているものの、資格証（病院では全額自己負担）や短期保険証（3ヶ月前後の期限付き保険証）を交付しているようだが、この現状は？これによって生活が苦しくて滞納している被保険者が病院にかかれないというようなことがあるのではないか。そのようなことは、あってはならない。

【 答弁 1 】

別府市では、ご指摘のような事例はない。市としては、資格証や短期保険証の交付については、あくまでも未納者と納税協議の機会を作るための方法としてとらえている。まず、未納者に保険証の更新や納税協議を呼びかけ、分納や誓約書の提出をしていただいた方には、短期証を交付し、大幅に納付状況の改善が見られた方には、未納があっても通常期間の（1年間）保険証を交付している。

したがって、資格証の交付対象者は、度重なる納税協議にも応じていただけない未納者に限定されている。この方々も、急に入院等が必要になった場合は、当然、命と健康を守らなければならないので、短期保険証を交付しており、医療給付の制限はしていない。

なお、本年5月末における資格証や短期保険証の交付状況は、国保世帯数23,692世帯のうち、通常の更新いわゆる1年間の有効期限の世帯が19,311世帯、短期証世帯が2,115世帯、資格証世帯が230世帯、その他未更新世帯2,036世帯となっています。

【 質問 2 】

資格証というのは、病院で全額自己負担。国保税を払えない人が、医療費を全額払えるわけがない。実質病院に行けないということになる。この最大の原因は、政府が1997年に国保法を改悪し滞納者への資格証交付を市町村の義務としたこと。

現行法でも、災害や盗難、病気、事業廃止など「特別な事情」がある人は「資格証」の対象外であり、自治体の裁量で「特別な事情」の範囲を広げることも可能です。市町村は機械的な「資格証」交付をやめ、滞納者の実態に即した対

応をとるべき。

② 国の制度との関係

もともと国は医療費総額の45%を支出していたが、1984年に国庫負担を38.5%にしたことから市町村国保財政が赤字に転落し、保険料の高騰を引き起こした。国の責任を後退させ、そのツケを保険料値上げや徴収強化で加入者に押しつける路線では、財政悪化、保険料高騰、滞納者増の悪循環が拡大するばかりです。

国保料(税)を引き下げ、国保財政を再建するため、国庫負担を1984年当時の水準に計画的に戻し、低所得者に重い国保料(税)の算定方式とその押しつけを抜本的にあらためるよう、国が財政負担をしている国保料(税)の「法定減額」の制度を改善・拡充するよう、国に求めるべき。

【 答弁2 】

今回の税制改正により国保加入者の負担が増えたことは事実です。しかし、先の議会でも答弁したように、一時は6億円近くあった基金はすべて枯渇し、毎年、累積赤字が増え続けている。

被保険者が使う医療費の支払いは待ったなしです。国保制度は相互扶助の制度でなり立っている。税も医療費の支払いに充てる目的税なので、一定の負担はやむをえないのではないか。

しかし、ご指摘の国庫負担率の引き上げという点について、国保事業者にとって全国的な課題ですので、市長会等を通じ保健医療制度の一元化とともに、引き続き国に対して要望していきたい。

【 質問3 】

一定の負担はやむを得ないと言うが、課長はどれくらい国保税が上がったか一番よく知っているじゃないですか。

③ 市民の声と生活実態

改定後の別府市の国保税は、

- ・ 年間所得ゼロ～33万所得のふたり世帯の場合、3万8300円。

11400 円の値上げ。

- ・ 所得 200 万で 4 人世帯の場合、48 万 3400 円。

14 万 3800 円も値上げ

- ・ 所得 280 万で 4 人世帯の場合 56 万 3400 円

16 万 2600 円の値上げ

所得の 5 分の 1 が国保税にもって行かれるなど、明らかに負担能力を超えている

異常に高い国保料が、低所得者の貧困をますますひどくし、滞納者を激増させてしまう。

市民の命と健康を守るための国保制度のはずが、国保税が高すぎて生活が脅かされるなどというのはおかしい。逆だ。

「国保税の上げ幅が大きすぎる」「こんなに上がったらたまらん」「いつの年金から上がった額で引かれるかえ」という声。

病気で収入が激減し、国保税が払えないという事例も聞いている。

④ 市独自の減免制度を

病気で仕事ができず、収入が激減。子どももおばあちゃんもいるのに保険証がなく「クビくくろうごとある」と訴えもあった。このようなケースのために、困窮減免がどうしても必要。

- ・ 山口県宇部市では、所得減等で収入が生活保護基準の 1.5 倍以下の世帯に対し、前年より所得が 30%以上減の場合、所得割を 30%～全額を減免する。
- ・ 秋田県全市町村（秋田市を除く）では、生活保護基準以下は免除、2 分の 1 以上の所得減は、10 割～2 割減額。
- ・ 北九州市は、公私の扶助など 6 項目を減免基準とし、所得減は 3 割以上で所得 250 万円以下。

など、他市に学んで困窮減免を早急に実施すべき。

【 答弁 4 】

低所得者向けの市独自減免制度は、一定の基準を設けての画一的な減免適用はすべきでないというのが国の見解です。

また、国保税では国が定めた7割、5割、2割という法廷軽減制度がある以上、これに上乘せした減免制度を設けると減免適用を受けない被保険者とのバランスを失することにもなりかねないのでいかななものかと思っている。独自の減免制度については、あくまでもそれぞれの市町村の財政状況や国保事業者の加入割合が高く、法定軽減適用が50%を超えるような状況においては、他の被保険者への新たな負担増につながりますので、慎重に対応せざるを得ない。

【 質問5 】

⑤ 国保税の値下げを

- ・ 先日の議案質疑で私が質問したが、3月議会でこの値上げを提案して時には8億の累積赤字があるから、それを5年間で解消する、という説明だった。ところが、6月議会では、その赤字が8億でなく9億3000万になったという説明。赤字が増えていき、さらに国保税の値上げなどということになっては大変なことになる。これ以上の値上げなどもってのほか。こうなったら、一般会計からの繰り入れを増やすしかない。
- ・ 払える国保税にするために、一般会計からの繰り入れを行ない国保税の引き下げをすべき。

【 答弁5 】

一般会計からの繰り入れについては、ほとんどが法定内繰り入れですが、毎年13億余りの繰り入れをしている。

今後、法定外繰り入れ等を増やすかどうかについては、H20年度から実施される国保制度の改正による影響や、医療費の動向、また、今回の税率改正に伴う税収等を検証した上で、今後の対応を協議していきたいと考えている。